

議会運営委員会会議録

令和5年12月7日(木)

(開 会) 15:02

(閉 会) 17:02

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 追加議案の説明・質疑
- 2 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
- 3 議案に対する質疑通告について
・議案第59、60、66、67、71号(川上議員)
- 4 意見書案の取り扱いについて
 - (1) 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)
 - (2) 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書(案)
 - (3) 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書(案)
 - (4) 認知症との共生社会の実現を求める意見書(案)
 - (5) ガザ地区の人道危機打開へ即時停戦を求める意見書(案)
- 5 請願の取り扱いについて
 - (1) 請願第4号 介護保険料の引き下げに関する請願
- 6 議席の一部変更について
- 7 飯塚地区消防組合議会議員の選挙について
- 8 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙について
- 9 議会選出各種委員等の選出について
 - (1) 都市計画審議会委員
 - (2) 地方卸売市場運営審議会委員
- 10 会期日程の変更について
- 11 議会基本条例について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「追加議案」について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

追加で提案させていただきます「議案第76号 令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」から「議案第84号 令和5年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」につきましては、追加提案分と記載しております「令和5年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業及び給与改定に伴う所要額を補正するものでございます。

一般会計は、歳入歳出予算の総額に17億6036万8千円を追加して、補正後の予算総額を929億5745万2千円にしようとするものでございます。

また、9つの特別会計のうち今回補正します6つの会計で911万円を追加し、企業会計で

は2つの会計で704万1千円を追加するものでございます。

一般会計、特別会計、企業会計の合計で17億7651万9千円を追加するものでございます。

4ページ以降に補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第85号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきましては、「こども未来部」を新設し、福祉部に分掌された「児童福祉等に関する事」と及び「次世代育成に関する事」をこども未来部へ、市民協働部に分掌された「保健衛生に関する事」に係る事務を福祉部へ再編するものでございます。

「議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の給与の改定が行われたことに伴い、これを参考にして、行政職給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

「議案第87号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、本市一般職の職員の給料表の改定を参考にして、会計年度任用職員の給料表を改定し、勤勉手当を新設するものでございます。

「議案第88号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額等について規定するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第89号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、公立学校職員の常勤講師の給与の改定が行われることから、これを参考にして、本市教育職員の給与を改定するものでございます。

「議案第90号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」につきましては、秋松地内の市道で発生した交通事故についてでございます。

この物損事故につきましては、損害賠償額が確定し相手方に70万1900円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

今回、6議案の追加議案提出ということなんですけど、11月21日の段階で提出せずに、追加議案にするのはどういう事情でしょうか。

○人事課長

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国の給与法の改正を待つということになりまして、その交付年月日が11月24日となっておりますので、それ以降に準備し、提案させていただいたものでございます。

あわせて会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例につきましても、同様でございます。

○行政経営部長

まず、予算の追加議案のほうですけれども、一つは、ただいま人事課長が申し上げました、給与改定という部分と、それと、今度、国のほうから低所得世帯に対する7万円の支給ということで、これは県を通じて国のほうからも要請がございましたが、年内の予算化に努める

ことということで、今国会の法案が11月末に通りましたので、それにあわせて計上させていただきます。

それから、もう1点の組織につきましてですけれども、今説明の中でございましたが、今回、こども未来部という部の新設を行いますことから、市民周知等もありますし、それから事務分掌を事前に見直すということも必要になってまいりますので、議案の上程をさせていただいたということでございます。

○川上委員

条例改正についてはですね、11月30日の初日に審査することも考えられたと思うんですけど、そういうことは、執行部としては考えなかったんですか。

○人事課長

例年このようなスケジュールでさせていただいたということもございまして、今回につきましても、例年どおりの手法をとらせていただいたというところでございます。

○川上委員

特段の政策的なことはなかったということをおっしゃっているんですか。

○人事課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局長

ただいま説明のありました追加議案15件につきましては、明日、12月8日の本会議におきまして、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあとに上程し、提案理由説明、質疑、委員会付託としていただいております。

付託委員会につきましては、「令和5年第6回市議会定例会 追加議案一覧表」をご覧ください。

議案第76号は総務委員会に、77号から84号までの8件は、人事院勧告に伴う人件費のみの補正予算議案となるため、先例により、いずれも総務委員会に、また、85号から87号までの3件は総務委員会に、88号は協働環境委員会に、89号は福祉文教委員会に、90号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

また、ただいまの説明にあわせる形で、議案付託一覧表(案)も変更いたしております。

ご審議方、よろしく願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第59号、60号、66号、67号及び71号について、川上議員より質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。

また、先ほど説明のありました追加議案の議案第76号から90号までの15件につきましては、日程の関係上、質疑通告を行いませんので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「意見書の取り扱い」について、「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）」について、提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○田中武春委員

意見書ですけれども、そこに書いていますように「教職員の定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」であります。大きな内容的には、国の国庫負担制度がありますが、負担率をですね、2分の1へと復元を行ってもらいたいという趣旨の意見書でございます。そういう趣旨で出させてもらっていますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）」、「食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）」及び「認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）」、以上3件について、提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○奥山委員

公明党から3つ意見書を出させていただいております。

最初の「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書」ということで、3つですね、特に求めております。1番上のところに、診療報酬、それから介護報酬、障害福祉サービスの改定が来年2024年度に、同時に改定になります。この時期とあわせて賃金等をですね、処遇を改善することということで記載をしております。

次に、「食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書」ということで、2016年、平成28年の6月議会でも出させていただいておりますが、その当時は担当大臣等がおりませんでしたので、担当大臣等を早く決めるようにというようなことでありましたが、今回、さらにですね、国民運動ということで、エシカル消費についても記入をさせていただいておりますので、ご審議よろしくお願いたします。

3つ目ですが、これは一般質問でも9月にやりましたが、「認知症との共生社会の実現を求める意見書」ということで、7項目について出させていただいておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「ガザ地区の人道危機打開へ即時停戦を求める意見書（案）」について、提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○川上委員

この件につきましては、皆さんご承知のとおり、国際的な停戦を求める声の高まり、また、国連の特段の努力の中で、一旦は休戦、休止があったわけですけれども、7日間を経てですね、今ご承知のような、重大な人道上の危機がさらに深刻化するという局面です。我が国は、今年2023年と来年24年まで、国連安全保障理事会の非常任理事国となっております。そういう点で、各国に求められる以上にですね、日本政府の果たす役割は大きいと思います。国会及

び政府に対し、即時停戦を求めるため、あらゆる外交手段を尽くすように求める内容となっています。ぜひご賛同いただきたいと思います。終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました意見書案5件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を12月13日、水曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「請願の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局長

請願文書表のとおり、請願が1件提出されております。

「請願第4号 介護保険料の引き下げに関する請願」、につきましては、福祉文教委員会に付託していただいております。

ご審議方、よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「請願の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議席の一部変更」について、事務局に説明させます。

○議会事務局長

議席につきましては、先に開催されました代表者会議において、14番席の金子加代議員を24番席に、24番席の石川華子議員を14番席に、それぞれ変更することで調整がなされておりますので、明日の本会議において、そのように決定していただいております。

可決されましたら、その場で議席の交代をお願いしたいと考えております。

ご審議方、よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議席の一部変更」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」及び「ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」について、事務局に説明させます。

○議会事務局長

上野前議員の議員辞職に伴い、飯塚地区消防組合議会議員に、飯塚市議会から1名の補充を、守光前議員の議員辞職に伴い、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員に、飯塚市議会から1名の補充を行う必要がございます。

「飯塚地区消防組合議会議員」及び「ふくおか県央環境広域施設組合議会議員」につつまし

ては、先に開催されました代表者会議で、協議がなされましたが、調整には至っておりません。

本会議での選挙の方法は、希望者が複数いることから、いずれも地方自治法第118条第1項の規定により、投票による選挙となります。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」及び「ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議会選出各種委員等の選出」について、事務局に説明させます。

○議会事務局長

上野前議員及び守光前議員の議員辞職に伴い、選出依頼がなされております議会選出各種委員等につきましては、都市計画審議会委員に石川華子議員を、地方卸売市場運営審議会委員に川上直喜議員を選出することが、先に開催されました代表者会議において調整されておりますので、そのように選出していただいております。

選出方法につきましては、本会議において「議長の指名」により選出していただいております。

ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議会選出各種委員等の選出」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更」について、事務局に説明させます。

○議会事務局長

「令和5年第6回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

変更内容でございますが、太枠で囲っております箇所、12月8日の4番目に先ほどご審議いただきました追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託を、請願の委員会付託を5番目に、議席の一部変更を9番目に、それぞれ追加するものでございます。

次に、12月14日に議員定数のあり方に関する調査特別委員会を追加しております。

ご審議方、よろしくお願いたします。

引き続き、11月21日開催の議会運営委員会におきまして、「会期及び会議予定について」の審議の中で、川上委員より質疑がありました「予備日について」回答させていただきます。

提出資料「議会の招集と会期中における議会活動について」をご覧ください。

まず、この資料につきましては、日頃より議会事務局が参考としております「議員・職員のための議会運営の実際」という書籍の第1巻、第4巻及び第7巻を参考として事務局において作成した資料でございます。

それでは、本文を読み上げさせていただきます。上から5行目をご覧ください。

議会は招集により、招集日の午前零時から活動能力を持ち、一定期間が経過して閉会となり

ますが、法律上活動できる期間が会期です。議会が会期を決定するという事は、活動期間の終期を定めることを言います。

このことから、会期中は、休会と定められた日を除き、議会はいつでも活動できる状態にあると言えますので、当初の会期日程案において会議の開催予定のない予備日においても、議長が本会議を開く、もしくは委員長が委員会を開くと決定したときは、議員または委員は会議に出席する義務があります。

議員または委員は、会議に出席できない場合には、その理由を付け、欠席届を提出することとなっていますが、その欠席理由が正当でないと判断され、議会の議決により懲罰を科される場合もあります。

なお、中段以降には、参考として、地方自治法及び飯塚市議会会議規則の関係条文を掲載しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 27

再 開 15 : 35

委員会を再開いたします。

11月21日の委員会において配付いたしました「議会基本条例（諮問）」について、ご協議いただきます。

前回の委員会からの続きということで、あらかじめ協議の流れについて説明いたします。

本日は、まず、議長より提出された諮問に対して皆様から質疑を行います。質疑が出尽くしたところで、委員会として、調査・研究を行うか、制定の必要性についてお諮りしたいと思います。本日、採決を行うのか、会派持ち帰りとするのかについては改めてご協議させていただきたいと考えております。

そのような運用とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、「議会基本条例について」議長に対しての質疑を許します。質疑はありますか。

○藤間委員

こういった諮問を出すに当たって、恐らく、その問題意識ですとか、こうあってほしいみたいな思いがあるんじゃないかと思うんですけども、ぜひ聞かせていただければ、うれしいです。

○議長

先日の委員会の中でも、川上委員のほうからも、質問したいというお話が上がっておりましたので、ちょっと何日間か考えさせていただきました。改めてお話をさせてください。まず、令和元年の12月議会での議員提出議案第10号で、議会基本条例が提案されました。そのときの道祖議員の提案理由の説明を、まずご紹介させていただきます。

議会は選挙で選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であるとともに、2元代表制のもと、市長との抑制と均衡の関係を保ちながら、市政運営の調査、監視を行うとともに、政策立案及び提言を行うことが求められております。飯塚市議会では、市民に信頼される議会、

開かれた議会を目指し、これまで一般質問、質疑における一問一答方式の導入、議会映像のインターネット配信、タブレット端末を活用したペーパーレス化、政務活動費審査会の設置、議員定数の適正化等を行い、議会の活性化に努めてまいりました。また、地方分権の推進により、中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへと転換が図られ、自己決定、自己責任に基づくまちづくりが進められていく中、議会の役割と責任はますます重大になっています。このような状況の中、飯塚市議会は、議員みずからが議員としての自覚と見識を持って、主権を有する市民の負託に的確に応える決意を明らかにするとともに、議会の基本的な規範を制定することを目的として、このたび議会基本条例案を提出いたしました。今後、この条例に沿った活動を行っていくことにより、議会の活性化を図り、市政の進展と市民の福祉向上に寄与してまいりたいと考えております。というのが、令和元年12月議会での道祖議員の提案であります。

思いは非常に同じなんです。私なりの言葉で言い換えます。私ども飯塚市議会は、選挙によって選ばれ、市民の負託を受けた議員の集合体として、市長とともに2元代表制の一翼を担う存在です。自治体の意思決定や執行機関の監視、評価機能にとどまらず、議会の政策調整、立案機能を十分に発揮し、飯塚市の未来を切り開かなくてはならない責任があります。そのためには、より一層の創意工夫と努力を積み重ねるとともに、執行機関との真摯な議論により、有効な政策を推進し、諸課題の解決に向けて全力を尽くしていかなくてはなりません。しかしながら、その負託の基本、民主主義の根幹である選挙の投票率の低下は著しいものがあり、全国的に長期低落傾向にあります。さらには、成り手不足といった問題も指摘され、無投票、それを受けての議員定数削減といった動きさえあります。ありがたいことに、飯塚市では、その成り手不足という傾向はありませんが、市長選挙、市議会議員補欠選挙の投票率、この前の選挙であります。市長選で37.52%、市議補選では37.50%と惨たんたるものとなりました。これは、飯塚市議会が時代にマッチしていない、市民の負託に十分に答えていないということの表れかもしれません。

また、コロナで会議の形、仕事の仕方は大きく変わりました。民間企業の会議だけでなく、議会や行政機関の会議においても、Zoom等を使ったオンライン会議を初めとしたDXなどが進んでおります。会議の生産性はどうか。会議の技術はどうか。もっと論点をしっかりした上で議論ができないか。プロジェクターやホワイトボードといったものを使った会議も民間では普通にあります。このまま今の議会の形で良いのかどうか、考える時期が来たのではないかと考えています。多分、議員の皆様方、新人議員の皆さん方も含め、議会の形でいいんだろうかとですね、ちょっと疑問に思ったことはない議員はおられないんだと思っています。一遍、他の議会での取組を参考にしながら、議会のあり方をしっかり考えていただき、その運営についての基本ルールを改めて再構築していただきたい。その上で、飯塚ではどんな議会を目指すのか。それを皆様方で考えていただき、その結果、他の自治体議会のように議会基本条例が必要ということであれば、こういった形が望ましいか答申していただきたいと考えています。

今、議会を構成しているのは私たちです。私たちの議会が市民の思いに応える議会、その思いを先取りする議会であるように、また、最初に申しました、自治体の意思決定や執行機関の監視、評価機能にとどまらず、議会の政策調整、立案機能を十分に発揮し、飯塚市の未来を切り開いていく議会でありたいと思い、今回の諮問に至りました。

さきに申しました投票率の低下やコロナがもたらした時代の変化などがございます。その時代に合わせた、議会の見直しが必要だと思っておりますので、議会運営委員会の皆様方におかれましては、会派の意見を持ち寄りながら、十分な調査研究をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長

ほかに議長に対して質疑はありませんか。

○城丸委員

以前の道祖議員の提案のときにも言わせてもらったんですけども、わざわざそんなのつくらなくても、我々それを今やっているという思いが結構あってですね、ただやっていることを文章化するだけではないですかということと言わせてもらいました。今、江口議長の話の聞いたら、このままでいいのかと、今の議会でいいんですかということ、改めてこれをつくろうということですけど、議長の思いで結構なんですけど、今、我々がやっていることを、どう変えようと。例えば、反問権とか一つありますけど、どう変えていったらいいのかという議長の今の思いを聞かせてください。私は、文章化しないだけで、皆さんやっているんじゃないかというような気がしますけど。

○議長

余り多くを語ると、それに引っ張られても悪いと思って、それ抜きでお話をさせていただいてはいるんですが、一つは、市民の意見をどうやって聞くのかについては、十分考えていただきたいと思っています。例えば、陳情・請願が出てくるんですけど、それに関しては、陳情についてはお配りする形。片一方で、請願については紹介議員による趣旨説明と、それに対する質疑というような形で、住民の意見というかですね、思いが真っすぐ伝わる形ではありません。そこについて、直接来ていただいてやっている議会とかもあったりはするんです。また、あと、そういった形だけではなくて、政策課題ごとに市民の方々と意見交換をしている議会等もございます。そういった形での、市民との意見交換、市民の意見を十分に取り入れる、開かれた議会というのを、まずつくっていただきたいと思っております。それが一番大きなところかと。

○城丸委員

根本論になりますけど、直接民主主義ではなく間接民主主義なんですよね。ということは、我々、市民の負託を受けて来ているわけで、我々が市民の意見を聞きながら、それを代弁していくという形じゃないかと思うんですよ、議会は。直接、市民の方に来ていただいて、そういう政策に対して話したりというのはですね、それは、直接民主主義やないかと。そうではなくて、我々が意見を集約するとか、聞いて、そして代弁していけば、それで私は済むと思うんです。そののどこをどう、この何ですか、今からつくろうとしている中で、どう入れていくのかとか、というのはちょっとどうかと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長

あくまでも提案理由の説明でございますのでとは思いますが、いろんな他の自治体議会の取組がございます。そこを参考にしながら、ある意味、調査研究していただいて、私どもは今こうやっているんだけど、このままでいいなということもあるでしょうし、こちらのほうがより民意を取り入れられるなということもあるかと思えます。言われるように、直接民主主義ではなく、間接民主主義、この議会という形はそのような形というのは、そのとおりであります。ある意味、最後に決定するのは議会、私たちでございますが、その基盤として、きちんと意思を確認するところの作業が、今、全国の多くの自治体議会で、議会基本条例をつくる中で、さらに住民の意思を反映できるような取組というやつがっておりますので、そういったものも参考にしながら、飯塚市としてはどうしていくんだらうというのを考えていただきたいということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

先ほど城丸議員の質問の中に答えが、もしかしたらあるのかもしれませんが、例えば令和元年12月に、道祖議員から同様の議案が提出されていますと。現在、この条例が運用されていないわけですから、当時、否決されたと思われるんですね。その否決された内容、理由、で何

かこう検証されているのかなと思うんですが、もし分かれられましたら、教えてください。

○議長

否決された理由に関しては、それこそ会議録をしっかりと読んでいただきましたら分かるかと思うんですが、実際に条例案となると、そこで出てきている決め事がルールとなります。そのルールが、市議会として適当ではないという部分が入っていたので、否決になったものだと考えています。なので、それを皆様方でご検討いただき、必要か必要でないかも検討いただき、できることならば、議会としてルールを決めていただきたいというのが、今回の諮問であります。

○藤間委員

こちら議会事務局への質問なのか、議長への質問なのか迷うところではあるんですけども、例えば何か変えようとしたときに、議会基本条例をつくるというアイデアもあれば、会議規則に項目を追加するといういろんな方法があると思うんですけども、会議規則を変えるというのと、議会基本条例をつくるというのだと、手続的にはどういう違いがございますでしょうか。これ議会事務局へのご質問のほうがいいですか。質問を整理しますと、会議規則を変更するには、どういう手続を踏めばいいんでしょうか。

○議会事務局長

お尋ねの件ですけれども、会議規則を一部改正または追加する場合につきましては、この議会運営委員会の中で諮って決定することができます。条例をつくるとなりますと、手続的には普通の条例と同じでございます。委員会から提出するのか、あるいは議員提出議案で提出するのかということで、委員会で付託をして揉んで採決をして本会議でまた採決するという、普通の条例上程議案と同じような手続になります。

○藤間委員

今のお話を踏まえて議長へお伺いなんですけども、多分、目指す世界観があると思うんです。今、引っ張れるからお話をされていないという理解ではあったんですけども、その目指す世界観を達成する上で、会議規則のほうでそれが達成できるのであれば、より簡便な手続で目標が達成できるんだったら、そっちのほうがいいのかなと率直に思ったんですけども、議長として条例をつくりたい、会議規則の変更じゃなくてというところは、どういった思いでご提案されていますでしょうか。

○議会事務局長

すいません、委員長、ちょっと訂正したいんですけど。

○委員長

事務局長の訂正を許可します。

○議会事務局長

先ほど会議規則の改正とか追加につきましては、議会運営委員会ということで申し上げましたが、最終的には本会議で議決が必要ということでございますので、訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長

目指す世界感といいますか、私が思う、こういった議会とかはあるかもしれませんが、それではなく皆様方として、皆様方、私たち議会ですので、私たち議会で議論した上でお決めいただきたいということなんです。会議規則でやるのも一つですが、この議会基本条例の動きの中で一つあるのは、条例となると、これは市民がコミットメントできるんですね。市民が条例の制定、改廃の直接請求ができるんです。ところが会議規則に関しては、これは市民はコミットメントできない形になります。ですので、条例で決めようという動きもございます。あわせて、より民主的な制度として、多くの自治体議会で議会基本条例という形でやっておられると思いますし、そういった形で検討いただきたいというのが、今回のご提案です。

○藤間委員

すいません、コミットメントできる、できないとは、どういう意味でしょうか。

○議長

現実には手続として、それができるかどうか。50分の1があれば、条例の制定、改廃ができますので、議会基本条例が決まっていれば、そうするとその条例の改正を求めることが住民からもできます。だけれども会議規則に関しては、住民側から直接、制度としてできるものではない。

○奥山委員

今る説明いただきました。ありがとうございます。この条例、諮問についてはですね、つくることが目的ではないというふうに思います。私は反対ということではないんですけども、つくらない、また持っていない議会が悪いのかということと表現がおかしいですけども、よくなくて、条例を持っている議会がいいのかということでもないというふうに思います。先ほど城丸委員も言われましたように、普段やっていることを、ペーパーに落とすだけなのかと。懸念するのは、つくってシャンシャンという、言葉は不適切ですが、シャンシャンでつくればオーケーだということでもないだろうというふうに思います。先ほど議長のほうからも、信頼であるとか、開かれた議会、インターネット等というお話も出ましたけども、果たして飯塚市議会が信頼を今得られていないのか、市民の皆様からですね。得られておるのかというところを、私なりに考えたときに、先に終わりました定数もそうでしたけども、一旦24になりましたと。1回も選挙がないまま、また28に戻しましたと。それについて、今やっている最中ですけども、その前に一つ、資産報告、これも議員の反対もあり賛成もあり、賛成されて一旦廃止になりましたと。また、数年後には、それが再開されましたということで、飯塚市議会がやってきていることが、もう既に信頼を得られておるんだろうかと。自分たちで決めて、自分たちでまた24だ28だとやりながら、資産報告も廃止したり、また復活させたりというようなことではどうなんだろうと。それはいかんかというふうに思います。今すでにやっている、議員定数の特別委員会ですけども、識者である先生方を呼んでですね、それぞれ3人が合議ではなくて、お一人お一人のご意見を伺う。それに従うか従わないかというのは、またこっちのサイドで。広く市民の皆様のご意見も聞かないかんですよと。アンケートを3000人、5000人、地域、年齢別にそれぞれ出ささせていただいて、それが回答として戻ってくる。それについては、公開はされるものの、市民の皆様の見解を聞くかということ、また違うということで、そこに何か矛盾が出てこないかなと。それを聴くということではないんですよ。ただ、そういうふうに、片方ではやっていて、片方ではこういうのをつくってと。この条例については、全会一致であるべきだというふうに思います。

だから、よりいいものがですねできればというふうに思いますけれども、そういうので、ちょっと時期的なもの、既にやろうとしている定数についてもある中で、これをやって信頼できる議会をつくりました。でもアンケートには従いません、従います。これではですね、ちょっと、おかしいことになってきやせんかなと危惧をしております。その上でやっぱり、持ち帰りという話ありましたが、もう一度、平場といいますかね、もう少し皆さんで、これが足りんよね、これは足るよねというところを出し合ったほうが、いいものができるのではないかな。ないものだけをつくればいいんじゃないか。他の議会に合わせることは必要ないと思いますけども、できたところがいい議会かと言えば、そうなのかというのがありますし、ないところが駄目だという議会ではないだろうというふうに思いますので、そういうふうにちょっとまた戻ってしまえますけれども、そういうふうに感じております。議長の答弁は要りませんが、自分なりの考えを今述べさせていただきました。

○委員長

質疑ではなくて、意見ね。ほかに議長に対する質疑はありません。

○藤間委員

すいません、ちょっとさっきのご説明は、もしかしたら誤り、あるいは受け手にちょっと誤認されるようなことがあるのかなと思って、改めてお伺いなんですけども、住民の50分の1の署名で条例の改定を求めるといのは事実です。一方で50分の1の署名があれば、これはつくることも制定も要求できるので、そうすると、会議規則を我々が変えたとして、住民に不満があれば制定を求めることができるので、この50分の1の署名があれば、条例の制定を求めるとも、改定を求めるともできるので、さっきおっしゃった、我々が議会基本条例をつくることで、住民の50分の1の賛成があったら、変更を求めることができるから、市民に対して良いんだってというご説明は多分成り立っていないんじゃないかと思っています。なぜなら50分の1の署名があれば、そもそも制定を求めることができるからということで、ちょっとさっきのご説明は、若干受け手側としてはミスリードかなと思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○議長

その点は見解の相違かもしれませんが、現実に住民側からのコントロールが効く形での決事をしようというふうな形で、条例でつくられているという場所が、自治体議会があるのは現実であります。同じように私もそうやってすべきではないかなと思っているということでございます。

○赤尾委員

すいません、先ほどの質問からちょっと連続して質問したかったんですけど、ちょっと挙手が遅れまして。ちょっと確認させていただきますけど、令和元年12月に道祖議員が議案を提出された当時、議長は賛成をされたんですか。

○議長

私はそのときは反対をしております。討論もしておったと思いますので、その内容については読んでいただけましたらと思っています。

○赤尾委員

その反対理由は議事録を確認しなさいという意味ですか。

○議長

この場合は、その賛成、反対を議論する場ではないので、そこについては議事録を確認していただけましたらと思っています。ただ、議会基本条例が必要だよねという道祖議員の思いについては、私も同様でしたので、その旨も発言をしております。

○委員長

江口議長に対する質疑は、ほかにありませんか。

○川上委員

議長の思いは4年前から変わってないという感じですか。

○議長

それは令和元年の12月からというふうな理解でよろしいですかね。それについては、そうですね、多分変わってないんだと思います。

○川上委員

先ほど赤尾委員の質問に対して、当時の会議録を見てもらいたいということがあったんですけど、反対討論、あの議案に対する討論は3本あって、川上でしょう、金子加代議員でしょう、江口議員、3人とも反対だったんですよ。それで最後が議長だったんですけど。冒頭ですね、先ほど城丸議員が指摘されたこととも関連していると思うんですけど、道祖議員の、今回の議案の提案の多くは、現在のルールをまとめたものだというようなお話でしたと。であるならば、条例は不要かもしれませんと。対してこれからの議会を形づくるために、現状の洗い直しを含め、しっかり議論をすべきだと考えていると。現状の洗い直しが必要だというふうにおっしゃ

っているんですね。その一文については、先ほどから発言されていることだと思いますけど。なぜ反対したかというのですね、今回の条例提案に際し、複数の議会基本条例を読んだものの、何ら書籍を読んだり、勉強会に参加したりしたことはないと言われ、実際に提案された条例には検討不足の点が多くあると思われ。これが1番ですね。また、審議に際して、参考にした他の自治体議会の条例との比較表をはじめとする資料も適切に提供されていません。これは2点ですね。よって、今回の条例については否決すべきだと考えるところがありますがと来ているわけですね。議会基本条例を考えようとしたことに関しては大賛成だと。この条例を検討し、提案までこぎつけた努力については敬意を表したいと思います。最後に、せっかくの道祖議員を含め佐藤議員、田中武春議員の思いを生かせるよう、改めて飯塚市議会として視察に行った議会運営委員会、もしくはどこかでこの条例について検討を始めるべきと述べ、反対討論といたします。その時期が、議長になった今来たということですか。

○議長

そう考えていただいて結構かと思います。

○川上委員

私の反対のポイントは3点あったんですけど、その中でも刈谷市議会、とにかくすばらしいと思ったんでしょう、道祖議員は。それを土台にして、刈谷市議会が飯塚市議会に名前が変わったなという感じのものを提出されたんですけど、この点については金子議員も反対討論の中で、まず私はこの議会基本条例が、刈谷市の議会基本条例をほぼ90%ベースにしたものだというところが大変引っかかるという切り出しだったんですね。それで、ここにはですね、議会基本条例がなければならぬという思い込みが土台にあって提出されてきたのではないかと。先ほど奥山委員からも、あればいいのか、なかったら市民のためのそれができないのかというニュアンスの指摘が、そのとおりではなかったかもしれませんが、あったと思います。つまり私は、江口議員の先ほど討論をちょっと紹介しましたが、現状の洗い直しという表現ですけど、市民との関係で、地方自治法第96条に基づく権限と責任を、飯塚市議会はどのように果たしているのか、果たし切れているのかという点についてですね、現実から出発して考えていく。どこかのものを持ってくるということでは、全然市民から浮かび上がった話で、そうしますと、現状、江口議長の言葉で言えば現状の洗い直し、私は地方自治法96条という視点があるんだけど、それについて一つ一つ考えて、この議会基本条例がなければ、その改善ができないのかというようなことも考えていいのではないかと。一つ一つ改善していくと。

例えば、先ほど出ました刈谷市議会の件で、よいところを言えばですね、良いというか、ポイントだったという言い方がいいと思いますけど、1つは反問権の問題ですよ。それは議事整理をきちんとし、質問を進めるという意味で。2つ目は、議員間の討議、議員間討議をということだったと思います。それからもう1つが、請願者の意見陳述の機会を確保するということがあったと思うんですけど、実は覚えておられる方もあると思うんですけど、3番目の意見陳述については、旧飯塚市議会ときはですね、陳情については、非公式でしたけれども、陳情者に出席いただいて直接お話を聞くということがあって、しかもですね、この陳情には、紹介議員はもちろん要りませんが、それも旧飯塚市議会の場合は採決の対象にしていたんですね。これが合併と同時にですね、陳情については議場配付にとどめると。今はSide Booksに放り込んでおきますという感じになっているんですけど。言いたいことは、市民のためにということで、飯塚市議会が改善しなければならない点の一つ一つ積み上げて、その場で一つ一つ改善できることがあるのではないかと。必ずしも議会基本条例というのを、ありきで出発する必要はないんじゃないかという意見もあるわけですね。これについては、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長

最初にお話しましたように、洗い直しをする中で、私としてはつくっていただきたいと思

ますが、皆様方が、そうではないよね、こういう会議規則の変更であったりとか、今でも十分だというふうな形であれば、そういったこともあり得るといふような思いは、そのとおりであります。

もう一遍質問のほうをお願いします。

○川上委員

私が言ったのは、飯塚市議会の現実から出発して、地方自治法第96条、それから市民の視点という点から一つ一つ問題点を整理して、一つずつ解決していくということがあるのではないかと。議長が、せんだってとも言われていた、確かにユーチューブで質問は見ることができるんだけど、各公共施設で、同時に大型画面で、その質問状況を流すとかね。それは基本条例がなくてもできることではないかなと。例えばですけど、そういう趣旨のことなんです。

○議長

やり方としてはやっぱり幾つもあって、言われるように個々の積み上げでできることはあるんだと思いますし、それに関しては、現状においても、議会の運営について、議会の会議規則、条例等については、付託案件というか、議会運営委員会の協議事項になっておりますので、皆様方からも、これこれこうやってやりましょうよというご提案の下に審議は始められます。ただ、片方で、全国の多くで、やっぱり総体として、一遍、議会をしっかりと見詰め直して、大きなルールを決めたほうがいいんじゃないかという動きが、北海道の栗山からの動きであります。それも含めて考えていただいて、1番適当と思える道をやっていただけましたらと思っています。

○川上委員

私、正直、正直というか、いつでも正直ですけど、ストレートにといいましょうかね。今、飯塚市議会に求められているものはですね、制度的なことと言えばね、資産公開条例を同居3親等扶養家族まで対象を広げることだとか、直接条例制定運動まであったわけですけども、だとか、それから政治倫理条例、今回、指摘を受けてということがありましたけど、政治倫理基準をさらに磨くとか、こういうことが今、市民の目から見れば急がれるのではないかと。私的に言えばですね、今議会でもかなり活発な一般質問があったというふうに思うんだけど、それでも半数ですよ。常任委員会は今からですけども、常任委員会ですっきりと審議がどのように行われるかということも、やっぱり市民は見ていると思うんですね。だから、自治法の第96条の厳格な自覚を持った取組を、今言った資産公開条例、政治倫理条例と結びつけてやっていくというところに、今の市民が求めているのは1番大きいんじゃないかと。その上に立ってですね、例えばほかの市町村でもやっているところあると思うけど、きちんと、編集委員会をつくって議会だよりをね、それなりの予算を投じて、見栄えがよいというとおかしいですけど、発信量も多いし、発信技術もあると。色遣いもありますけど、そういうものを議員の手でつくり上げていくとか。それから議会がどの時期にというのはあるかもしれませんが、個人の市政報告会はそれなりに、それぞれにあっていると思うんだけど、議会として市政報告会を定期的にやっているところもあったりするじゃないですか。そういうことを思いつければ、その都度、議会運営委員会に諮って、これはどうかこれはどうかというのをやっていき、それらがある段階でまとめる必要があるというときになったら、それを考えるというようなことでね、一步一步、改革、改善していくというのはどうかなというふうに思うんですね。だから基本条例づくりを出口にする諮問というのは、なかなか厳しいんじゃないかなという感じですね。どう思われるかなと思いますけど。

○委員長

議長に対する質疑よりも、ちょっと皆さんのそれぞれの意見がかなり出てきましたので、一旦、ここでちょっと暫時休憩したいんですが、よろしいでしょうか。暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 15

再開 16:46

委員会を再開いたします。

ご意見等がございましたら、挙手願います。

○城丸委員

この議会基本条例をつくりたいということで、議長のほうから諮問があつておるんですね。それで、最初に議長の思いを若干聞きましたけど、まだちょっと抽象的でよく分からなかった。ただ思いだけは伝わったんですけど。具体的にですね、今、変えるというような、変えなければとかいうような話が出ましたので、具体的に变えたいところとか、何で今必要なのかと、基本条例が何で今必要なのかという思いをですね、ちょっと聞かしてほしいと思います。

○議長

なぜ今なのかについては、それこそ令和元年の12月議会のときも、つくることに賛成だよという話を、討論の中でさせていただいておりました。その前から基本条例の存在は知っておりましたし、私自身は必要だと思っておりました。ただ、それが成案として出せる状況までになかったのは、現実でありました。ですので、出てきたときには、現実には、本会議即決することなく、議会運営委員会なりに付託をされていたのであれば、修正可決というのはあったのかなと思っております。そういったことはありましたけど、実際には本会議即決でしたので、あの条例そのものに関しては通すわけいかないので、反対をさせていただいたのが、元年12月であります。そして、今回改選になり、議長というふうな形を、職責を受ける中で、どのような議会を目指すべきかということを考えたときに、やはり議会基本条例について私は必要だと思っておりますので、皆様方に諮問したというふうな形であります。

なぜの部分に関してなんですけど、先ほど市民との意見交換という話をさせていただきました。それ以外に、川上委員から紹介のあった議員間討議であるとか、報告会等々に関しても、そこら辺がどちらかという議会基本条例の、通常いわれる、ちまたで学者であったりとかですね、そういったところと言われる、そこら辺が大きな基本の3本柱とか言われたりします。そういったところに関しても、私はある程度同じような思いを持っておりますし、そういったことを含めていろんな条例がありますので、それをぜひ皆様方で読んでいただいて、その中で、やっぱり飯塚としてはこんなやり方があるんだ。そういったことを含めて、ぜひ成案としていただきたいと思い、今回諮問をしたところでもあります。

○藤間委員

仮にもし議会基本条例ができるとすれば、3つないし5つ、この条文はぜひ入れてほしい、入れたい、そんな具体的な思いはありますか。

○議長

先ほど来お話をしておりますが、これは議長として皆様方に検討していただきたいという諮問であります。思いはありますが、それを言ったら、ある意味そこに縛られるというか、そこに誘導される形になっただけいけないので、どちらかと言えば控え目にお話をさせていただいておりますので、その点については皆様方でしっかりと協議をしていただき、結論を出していただきたいと思っています。

○委員長

ほかにご意見等はございませんか。

○城丸委員

やっぱりここは、基本条例をつくりたいという議長の思いは、遠慮せず言ってもらっていいと思います。今変えなければというような話を、最初されたと思いますので、今の藤間議員の質問にもね、答えてもいいと思いますけど、その辺どう思いますか。

○議長

話の中で、時代の移り変わりというお話をさせていただきました。会議の技術はどんどん変

わってきています。執行部と議会とが、こうやって対面でやる議会じゃない形もいっぱいあります。そういったことを含めて、考えていただく必要があると思っています。コロナもありました。このままでいいんですかというお話をさせていただきましたし、皆様方の中でも、一般質問しながら、その答弁を聞きながら思いがあることもあるでしょうし、会議の形の中でも、いろんな思いがあるんだと思います。ぜひ、それを皆様方で議論していただきたいということでもあります。重ねて、私の思いを伝えてくれればというお話も分かるんですが、そういったこととご理解ください。

○委員長

ほかにご意見等はございませんか。

○吉田委員

今、いろいろご意見出ていますけど、これ、仮にですね、諮問を受けて議運で審議してやるという方向になった場合、これはたたき台については、議会運営委員会の委員がそれぞれ持ち寄ってとか、進め方になりますけど、その辺についてはどのような形なのでしょう。どこからか、こういう形で、こういうのがあるから審議してくれと議長がされるのか。我々の中で、基本条例の素案みたいなのをつくり上げて、どなたかが提出されるのか、そこら辺の流れもちょっと一応理解したいので、よろしいですか。

○委員長

今、吉田委員からの質問になりますが、委員長としては進め方としてこう考えております。議長の諮問ですから、当委員会、議運として、諮問を受けて、調査研究を始めようとなった場合は、やはり先進地に視察に行ったり、地方自治法に詳しい方に講義を受けたり、そうしながらも、この委員会ですらたたき台の条例はつくりたいと思います。これは正しい、正しくないは別です。当委員会として、委員会が議員提出議案の提出者となって、委員会提出をしたいという旨を、議長に答申をすると。議長はあくまでも議運から出てきた案を参考に、本会議場でまた諮るということも含めて、この議運の中で決めていく。ですから、あくまでも基本ルールはありますが、この議運の中で、どういうやり方をしていくかも含めて決めていきます。ですから、皆さんの意見を聞きながら、先ほど重複しますが、どこか先進地に行こうと、先進地の条例を何箇所か取り寄せようというようなやり方は、議運でどんどんご意見として出てきて、いいと考えております。その中で、年数は分かりませんが、時間をかけてでもつくり上げたいなという考えですね。議長もそういった思いで、自主的という表現はされませんでしたがお願ひしますので、皆さんの意見を集約してほしいと。今、議長があれしたい、これしたいという思いはあるけども、今、提示すると、それが先走ってはいかんのことで控えられているというところをご理解していただきたいと思います。吉田委員、よろしいですか。

○城丸委員

議運でということですけども、私は、ここでもし議運で調査研究やっていこうということが決まればですね、そこで、例えば特別委員会をつくるとか、そういう議論をしていいかなと思います。だから、議運で素案をつくるかそういうことではなくて——、だと思ふんですよ。

○委員長

それも正しいです。それも議運で、休憩前にも説明しましたけども、この議運で特別委員会をつくるべきだという意見が集約されれば、特別委員会の設置も可能と。ですから、あくまでも、先ほど言いましたとおり、議運での進め方は皆さんの意見で調整していきたいと。ですから、決まり事はございません。あくまでも議長の諮問を受ける機関が議運ですので、どのように進めていくかは、懇談会とか委員会の中で決めていきたいと考えております。

ほかにご意見等はございませんか。

○藤間委員

それでは、ちょっといろいろ皆様から意見も聞きつつではございましたので、持ち帰って検

討させていただきますと思いました。いかがでしょうか。

○委員長

藤間のほうから持ち帰りたいと、会派に持ち帰るといふことの提案がございました。持ち帰られてですね、今言った、城丸委員も言われました、調査研究をやるかやらないかも含めて、会派に持ち帰って検討していただきたいと思ひます。それを次回、まだ日程は決定してありませんが、当委員会では皆さんの意見を集約したいと。そのような進め方でよろしいですか。

○吉田委員

今、持ち帰りに対して、今から審議がなされるわけですけど、持ち帰る内容としては、調査研究をやるかやらないかということを持ち帰ったらよろしいでしょうか。これを付託を受けて、これを審議していくということじゃなくて、調査研究をするということの持ち帰るといふ理解の仕方でいいんですかね。

○委員長

持ち帰っていただく内容としては、ちょっと整理します。議長が議運、当委員会に諮問されました。それは、議会の基本条例の調査研究等をやしてほしいということ。ですから、会派に持ち帰って、この議運で調査研究をやるんだけど、問題ないかなというようにところで、いやする必要はないのか、やっていいんじゃないかと。やる時期は、先ほど説明したとおり、期間は決まっております。それだけ、まず取りあえず、やるかやらないかを、次回委員会、日程を決めてありませんが、それまでに、恐らく事務局との打合せでは、年明け、今会期中は無理ですから、年明けになると思ひますので、持ち帰って、各同僚議員の会派の方に意見を集約してください。

○城丸委員

今持ち帰るのは、調査研究を進めていくということじゃなくて、つくりたいということではないでしょうか。

○委員長

もちろんそうですね。

○城丸委員

議長からつくりたいという諮問がありましたので、どうしますかではないでしょうか。

○委員長

くどいようですが、つくりたいに対して調査研究しないとつくれませんので、そのやり方は先ほど言った説明のとおりでございます。

○議長

諮問については諮問書のとおりであります。言いましたように、やるかやらないかを含めて、調査研究の上、答申を出してくださいという形です。付議するならば、諮問をさせていただいておりますので、ちょっと今進行の中で受けるか受けないかというお話ございましたが、そこについてはちょっと不適當ではないかと考えておりますので、そこについては事務局ときちんと整理をした上で、委員会として進行をやっていただきたいとお願ひいたします。

○委員長

今、議長から後半申入れがあったのが、諮問は当委員会としては受けなくてはいけません。これは議長の諮問についてですから。ただ、私が言ったのは、諮問の内容は、この前配付しました議長の思ひが書いてありますので、するかしないかも含めて、答申を出さなくてはいけませんので、持ち帰ってその点を検討してくださいということ。よろしいでしょうか。返事は年明けぐらいになるかと思ひます。

○田中武春委員

ごめんなさい、ちょっと俺、頭悪いき分からんとですけど。今日これ持ち帰りますよね。諮問されているからですね、議運で諮問されて、会派に持って帰って、今後、進めていくに当た

っては、諮問を受けているから、議運では一定の進み方をせないかと。ただ、今後、研究議題としてやっていきますよというこの進め方でいいかなというふうに決めて、基本条例を必ず制定するという事じゃない。調査研究をしながら、もしかしたら、やっぱり要らないんじゃないかという結論になれば、そういう結論に走りますよという思いで、いいんですよね。ありきではありませんよということで整理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長

今、田中委員のおっしゃったとおり、そういう進め方というか、持ち帰りで構わないと思います。ほかに、よろしいですか。

では、そのように進めさせていただきます。今回、持ち帰って、年明けの委員会において、ご意見を集約したいと思います。

最後に、次回の委員会は12月15日、金曜日ですね、最終日の本会議開会前になります。9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。最終日の朝9時半ですね。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。